

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 公 告

### 公 告

次に掲げる審査請求に対する裁決をするに当たり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項本文の規定により、裁決の送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することができないことから、同項ただし書の規定により公示の方法によって裁決の送達をします。

行政不服審査法第51条第3項後段の規定により、この公告文の掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされます。

なお、当職は、裁決書の謄本を保管しており、いつでも裁決の送達を受けるべき者に交付しますので、申し出てください。

平成29年 3 月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 1 審査請求の表示

地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項若しくは第373条第1項又は第702条の8第1項の規定によりその例によることとされている第373条第1項の規定により、審査請求人が太陽生命保険株式会社から生命保険契約に基づき保険給付等を受ける権利を平成28年7月7日付けで静岡市長が差し押さえた処分（同日付け28静財税滞第15014号）に関し、同年10月6日付けで弁護士澤口嘉代子が審査請求人の代理人と称して静岡市長に対して提起した審査請求（平成28年第11号 保険金等支払請求権差押処分取消請求事件）

#### 2 審査請求人、代理人弁護士及び処分庁（審査請求書上の表示）

##### （1）審査請求人

静岡市葵区上足洗三丁目2番52-4号

杉山 節

##### （2）代理人弁護士

澤口 嘉代子

(3) 処分庁

静岡市長 田辺 信宏

3 裁決書の謄本を管理する局部課かい

財政局税務部税制課

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎新館3階

054-221-1029